

平成 22 年 10 月 25 日

愛知県内の障害福祉サービス事業所 様

「愛知県重症心身障害児者の医療的ケアを考えるアンケート調査」
へのご協力をお願い

医療・福祉・保健・教育のネットワーク名古屋
代表 吉川雅博

拝啓 平素は格段のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、私共では、独立行政法人福祉医療機構 平成 22 年度社会福祉振興助成事業として、上記のアンケート調査を実施することとなりました。医療的ケアが必要な重症心身障害児者（参照）が地域で安心して自立して生活するためには、家族以外の者による医療的ケアの実施がかかせません。特別支援学校と訪問介護サービスにおいては、違法性阻却（医療的ケアを家族以外の者が行うのは違法であるが、一定の条件を満たせば可能）の考え方で、条件付きで認められてきました。しかし、これ以外の生活の場においては家族以外の者による医療的ケアの実施はまったく検討されておらず、医療的ケアの必要な重症心身障害児者は、全面的に家族が負担を担うか、または一部の先進的な施設の取り組みによって個別に支えられてきましたが、多くは生活を制限されてきました。

このような流れの中で、昨年度から特別養護老人ホームにおける介護職の医療的ケア実施が検討され、本年 4 月から実施されています。ようやく本年 7 月、厚生労働省老健局を主管とする「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」が開催され、その他の現場での非医療職による医療的ケアの実施の検討が現在も続いています。検討会では、障害者施設職員に対しても、一定の条件のもとで、医療的ケアの実施を認める方向で検討が進んでいます。検討会の結論を受けて、非医療職による医療的ケア実施に関する国の方針が出されることとなりますが、その方針に従い円滑に進めるためには現場で解決すべき様々な問題があると思います。医師・看護師等の医療職の確保、研修の提供などはサービス提供側だけでは解決できず、行政の理解と施策が必要です。愛知県における医療的ケアの取り組みを円滑に進めるためには、まず、愛知県の自立支援サービスを提供している施設側の現状と意識を把握し、医療的ケアを提供するのに必要な仕組みを行政と連携して構築することが必要だと思います。なお今回の調査は、医療的ケアが必要な重度の肢体不自由のある障害福祉サービス利用者に共通する部分に着目することにしましたので、多くの質問は対象を重症心身障害児者に限定しておらず、重度の肢体不自由児者も対象としています。

今回のアンケートに関しましては、自立支援法における 3 障害という概念から、精神、知的、身体すべての障害種別の事業所に対してアンケートを依頼しており、大半が「事業所として、重症心身障害、医療的ケアは対象としていないから」というお答えは前提の上で実施しています。しかし、アンケートの目的としては医療的ケアの必要な重症心身障害の方々の問題があること、また非医療職による医療的ケアの実施が制度化に向かって動き出しているということを知っていただきたいこと、また医療的ケアがある場合に使える福祉サービスが少ないこと、非医療職が医療的ケアを実施することへの意識などを調査したいと思い、このようなアンケートを作成する運びになりました。「医療的ケアを対象としていない」「非医療職の医療的ケアは想定していない」という声だけでも構いません。また、「前向きに検討したい」と回答を頂いたからといってその事業所に対し「すぐに対応を検討して頂きたい」と直接的なアプローチをさせていただくようなことも一切ありませんので貴事業所の実態と考え

をお書きいただけたらと思います。

今回のアンケート調査により、サービス提供側の現状と意識を知ること、行政がどのような施策を行えばよいかの提言ができることよとと考えています。

なお、本調査の実施と結果の公表に当たっては、個人情報保護に配慮し、ご回答いただいた方々が特定されることのないように留意いたします。

調査結果は23年1月に開催予定のシンポジウムにて発表し、愛知県並びに市町村に対して提言に使用させていただくばかりではなく、日本全国への情報発信や啓発活動などに使用させていただければと考えております。ご理解を御願いたします。

また、本調査結果は報告書としてまとめ、調査実施関係者および医療的ケア関係団体に配布いたします。

お忙しい日常の中、お手数をおかけして申し訳ございませんが、調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

重症心身障害児者とは、児童福祉法を根拠とすれば、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した状態に相当します。知的障害は知能指数35以下で療育手帳A、かつ身体的には坐位までで身体障害者手帳では1・2級に相当します。また、基礎疾患や現在の年齢は問いませんが、発症年齢が18歳までとなります。

本調査票は、以下の委員の方々によって作成され、配布するものです。

委員長	吉川 雅博(愛知県立大学准教授)
委員	春見 静子(愛知淑徳大学教授)
	三浦 清邦(豊田市こども発達センター・医師)
	足立 保 (社会福祉法人1980)
	石田 和夫(社会福祉法人榎の木福祉会 かしの木の里)
	亀井 克司(社会福祉法人1980)
	清水 晶 (社会福祉法人愛光園)
	鈴木 基正(あいち小児保健医療総合センター・医師)
	多田 真 (社会福祉法人愛光園)
	橋本 洋美(豊田市障がい者総合支援センター暖)
	長谷川 桜子(愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所)
	牧野 俊樹(社会福祉法人アパティア福祉会 シンシア豊川)
	松井 伸夫(社会福祉法人さわらび会 珠藻荘障害者生活支援センター)
	吉田 智博(豊田市こども発達センター)

本調査票の発送、受け取り、データ集計作業を、社会福祉法人AJU 自立の家 わだちコンピュータハウスに委託をしています。